

日本産業技術教育学会近畿支部規定

- 第1条 日本産業技術教育学会（以下「本部」という）細則第7条にもとづき、日本産業技術教育学会近畿支部（以下「支部」という）を設置する。
- 第2条 支部は支部会員相互の交流をはかり、近畿地区における産業技術教育の発展に資することを目的とする。
- 第3条 支部の設立年月日は昭和59年12月1日とする。
- 第4条 支部は次の所在地に置く。奈良県奈良市高畑町 奈良教育大学
- 第5条 支部会員は主に近畿地区に在住する本部会員をもって組織する。
- 第6条 支部は次の活動をおこなう。
 1. 支部総会
 2. 研究発表会および分科会
 3. その他支部の必要と認めた活動
- 第7条 事務局は毎年持ち回りとし、その順番を和歌山大学、奈良教育大学、兵庫教育大学、京都教育大学、滋賀大学、大阪教育大学とする。
事務局は原則として研究発表会の開催校におくものとする。ただし、事務局が和歌山大学の場合は研究発表会の開催校を大阪教育大学とする。滋賀大学の場合は京都教育大学とする。事務局は庶務を担当する。会計は研究発表会の開催校が担当する。
- 第8条 支部に次の役員を置く。任期は7月1日に始まり翌年の6月30日までを1年とする。
 1. 支部長 1名
 2. 理事 8名
 3. 監事 1名
- 第9条 役員を選出は以下とし、支部総会で決定する。
 1. 支部長 和歌山大学、奈良教育大学、兵庫教育大学、京都教育大学、滋賀大学、大阪教育大学から選出し、任期を2年とする。
 2. 理事 和歌山大学、奈良教育大学、兵庫教育大学、京都教育大学、滋賀大学、大阪教育大学の各大学から1名ずつと、中学校技術科の教員と工業高校の教員とから1名ずつを選出する。任期は1年とし、再任を妨げない。
 3. 監事 次年度の事務局担当大学から選出し、任期を1年とする。
- 第10条 支部長は支部を代表し、支部総会および理事会を主催する。
理事は支部長とともに理事会を構成し、支部総会に付議する事項を審議・決定し、支部総会の決定による委嘱事項を遂行する。
監事は理事会の活動執行および支部会計を監査する。

第 11 条 支部総会は支部の最高議決機関で年 1 回支部長がこれを招集する。そして、その決議は出席会員の過半数をもって決する。

第 12 条 支部は第 6 条の活動に必要な経費を研究発表会参加費、寄付金およびその他の収入をもってあてる。

第 13 条 事業年度および会計年度は 7 月 1 日に始まり、翌年の 6 月 30 日に終わるものとする。ただし 2018 年度は 2018 年 4 月 1 日～2019 年 6 月 30 日までとする。

第 14 条 支部の会費は無料とする。

第 15 条 支部規定に定めない事項は理事会で判断・処理し、総会で報告するものとする。

第 16 条 支部の運営には、日本産業技術教育学会の会則を準用することがある。

附則 この規定は、昭和 59 年 12 月 1 日より実施する。

附則 この規定は、昭和 60 年 11 月 15 日より実施する。

附則 この規定は、昭和 63 年 11 月 12 日より実施する。

附則 この規定は、平成 4 年 4 月 1 日より実施する。

附則 この規定は、平成 17 年 4 月 1 日より実施する。

附則 この規定は、平成 18 年 4 月 1 日より実施する。

附則 この規定は、平成 23 年 12 月 10 日より実施する。

附則 この規定は、平成 24 年 12 月 9 日より実施する。

附則 この規定は、平成 25 年 12 月 1 日より実施する。

附則 この規定は、平成 26 年 11 月 30 日より実施する。

附則 この規定は、平成 29 年 4 月 1 日より実施する。

附則 この規定は、平成 30 年 4 月 1 日より実施する。

附則 この規定は、平成 30 年 12 月 23 日より実施する。

附則 この規定は、令和 2 年 12 月 13 日より実施する。